

石巻市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成25年10月22日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

- 1 監査対象団体 和湊水辺の楽校管理運営委員会
- 2 監査対象範囲 平成24年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 3 監査対象施設 石巻市河南水辺の楽校公園（所管課：教育委員会体育振興課）
- 4 監 査 期 間 平成25年9月24日から同年10月22日まで
- 5 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監 査 結 果 平成24年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。